

### 3 県 税 施 行

種 別	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度
県 民 税	21.9新設（21年度分から適用）→24年度限りで廃止、市町村民税に						
事 業 税		23.7営業税より事業税となる（昭和23年度から適用）					
地 方 消 費 税							
不 動 産 取 得 税			25.2未限り廃止				
県 た ば こ 税 （ 県 た ば こ 消 費 税 ）							
ゴ ル フ 場 利 用 税 （ 娛 楽 施 設 利 用 税 ）							
特 別 地 方 消 費 税 （ 料 理 飲 食 等 消 費 税 ） （ 遊 興 飲 食 税 ）（ 遊 興 税 ）	22.4.1国税より遊興税として移管 → 23.8遊興飲食税となる → 25.9市町村附加税制度廃止						
自 動 車 税 種 別 割							
鉱 区 税 （ 鉱 区 税 附 加 税 ）	22.4.1鉱区税となる						
狩 猟 者 登 録 税							
自 動 車 取 得 税							
軽 油 引 取 税							
入 猟 税							
狩 猟 税							
産 業 廃 棄 物 税							
自 動 車 税 環 境 性 能 割							

昭和29年までに廃止された税目一覧（1）

- 地租（地租附加税） 22.4.1地税となる → 24年度限り廃止、市町村固定資産税となる
- 家屋税（家屋税附加税） 22.4.1家屋税となる → 24年度限り廃止、市町村固定資産税となる
- 営業税（営業税附加税） 22.4.1営業税となる → 22年度限り廃止、事業税となる
- 特別所得税 23.7新設（23年度から適用）→28年度限り廃止、事業税となる
- 入場税 23.7国税より移管（23.8.1から適用） → 25.3市町村附加税制度廃止 → 29.5限り国税移管
- 酒消費税 23.7新設（23.8.1から適用） → 25.3限り廃止
- 電気ガス税 23.4法定外独立税として新設 → 23.8法定独立税となる → 25.8限り廃止、市町村税に
- 船舶税 24年度限り廃止、市町村固定資産税となる

# 期 間 一 覧 表

昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	～	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	～
29.5創設（29年度分から適用）								
29.5創設（新築以外29.5.13から、新築分29.7.1から適用）								
29.5創設（29.4.1以後売渡すものから適用）								
29.5創設（29.5.18以後利用する分から適用）								
30.11.1公給領収証制度採用				36.5.1から料理飲食等消費税となる				
						38.4.1から狩猟免許税となる		
		31.4目的税として新設（31.6.1から適用）						
						38.4目的税として新設（38.4.1から適用）		

## 昭和29年までに廃止された税目一覧（2）

軌道税	22.4.1新設 → 24年度限り廃止
電話税（電話加入権税）	22.1（21年度から適用）電話加入権税として法定外独立税となる → 22.4.1電話加入権税として法定独立税となる → 24.5電話税となる → 24年度限り廃止
電柱税	24年度限り廃止
木材引取税	22.1（22.1.15から適用）法定外独立税として新設→23.6法定独立税となる→25.8限り廃止、市町村税に
漁業権税	26年度限り廃止
入湯税	22.1（22.1.15から適用）法定独立税として新設→22.4法定独立税となる→25.8限り廃止、市町村税に
鉱産税	23.7新設（23.8.1適用） → 25.8限り廃止、市町村税に

種 別	昭和43年度	～	昭和54年度	～	昭和63年度	平成元年度	～	平成9年度	～	平成11年度
県 民 税					(63.4.1から利子割が創設)					
事 業 税										
地 方 消 費 税								6.12創設 (9.4.1から適用)		
不 動 産 取 得 税										
県 た ば こ 税 ( 県 た ば こ 消 費 税 )						元.4.1から県たばこ税となる				
ゴ ル フ 場 利 用 税 ( 娛 楽 施 設 利 用 税 )						元.4.1からゴルフ場利用税となる				
特 別 地 方 消 費 税 ( 料 理 飲 食 等 消 費 税 ) ( 遊 興 飲 食 税 ) ( 遊 興 税 )					元.3.31限り 公給領収証制度	元.4.1から特別地方 消費税となる				11年度限り廃止
自 動 車 税 種 別 割										
鉦 区 税 ( 鉦 区 税 附 加 税 )										
狩 猟 者 登 録 税			54.4.16から狩猟者登録税となる							
自 動 車 取 得 税	43.4	目的税として新設 (43.7.1から適用)								
軽 油 引 取 税										
入 猟 税										
狩 猟 税										
産 業 廃 棄 物 税										
自 動 車 税 環 境 性 能 割										

昭和29年までに廃止された税目一覧(3)

貸席利用税	23.5法定外独立税として新設 → 24.7限り廃止
原動機税	22.7法定外独立税として新設 → 24.3限り廃止
芸妓税	23.6限り廃止
備人税	22.1 (21年度から適用) 法定外独立税として新設 → 23.8限り廃止
接客人税	23.3 (23年度から適用) 法定外独立税として新設 → 23.8限り廃止
草履表税	23.3 (23年度から適用) 法定外独立税として新設 → 24.3限り廃止
家畜税(牛馬税)	22.1 (21年度から適用) 法定外独立税(牛馬税)として新設→22.4家畜税となる→25.8限り廃止
ミンシ税	22.10 (22年度分から適用) 法定外独立税として新設 → 25.8限り廃止



